

IV 有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示
ガイドラインについて

IV 有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて

制定 平成4年10月 1日

改正 平成8年12月26日 有機農産物と特別栽培農産物に大分類

改正 平成9年12月25日 対象作物に米を含める

1 原則的な考え方

(1) ガイドラインの対象品目

ア 加工食品は対象とならない。

野菜や茶以外では単純な乾燥調製以外の手が加えられた食品は対象にしていない。

押し麦、麦茶は対象とならない。

緑茶は対象となる。

イ 山野草、山菜、きのこなどのうち自生的なもの対象に含まれない。

土づくりが行われず農薬や化学肥料が使用されないので表示の意味がない。

ウ 米は、対象品目に入った。 (平成9年12月改定)

エ 不特定多数の消費者に販売されるものが対象となる。

特定の生産者と消費者とが結びつき、栽培方法について相互に納得づくで売買されている場合はガイドラインの対象外である。

(2) 使用する資材選択の考え方（原則論）

ア 原料が明らかな物が使用できる。

消費者の信頼上、資材使用の情報はオープンされているべきで使用する資材の原材料が不明なものは使用できない

イ 化学合成物質は使用できない。

明らかに化学合成物質か、それ含む資材は使用できない（例外あり）

ウ 放射線照射は不可能である。

エ 上記の判断に迷う場合には、消費者の視点に立つ。

天然物質か化学合成物質か判断に迷う場合、関係者の意見の一一致がない場合、消費者の意向を尊重するという方針であれば、消費者の意向に反する資材使用はこのましくない。

(3) 資材選択の考え方（例外的な規定）

ア 化学式が変化した場合は使用不可能だが、発酵・腐敗、燃焼、炭化などの日常生活でよく正起する化学反応は使用可能である。

イ 天然の有用鉱物資材、植物、動物及びそれから摘出、抽出又は調整した天然物質であって、原材料が明らかなものは使用が認められているものとし、微生物の代謝によるもので抗生物質は使用できない。

ウ 天然系農薬の製剤化に不可欠な物質は使用可能である。

エ 粉碎、加熱により形や固さなど物理性だけ変化した場合は使用可能である。

オ 化学物質でも経験的に有機農産物の生産に不可欠な一部の資材の使用が認められている。

例外的に使用が認められている化学合成物質

(ア) ボルドー液など近代化学工業発達以前より使用されているもの

(イ) 作物やほ場に直接施用されない化学合成昆虫フェロモン等の農薬

(ウ) 購入前に種子や種苗に施された化学合成物質（無処理のものが入手困難な場合に限る）

(エ) 作物の正常な生育が不可能となる微量元素を補給する化学肥料

なお、これらを病害虫防除等農薬としての目的で使用する場合は、当該農薬が農薬取締法に基づき登録されたものであるときに限られ、その使用は当該登録の範囲内に限定されることとする。

2 使用できる資材（各論）

(1) 農薬

ア 必要最小限の使用が認められる化学合成資材

無機硫黄剤（硫黄、全硫化態硫黄）

無機銅剤（塩基性銅・塩基性硫酸銅、水酸化第2銅、銅アンモニウム錯塩、

無水硫酸銅、硫酸銅五水塩）

酸化カルシウム（ボルドー液用）

イ 必要最小限の使用が認められる化学合成資材

性フェロモン

ウ 天然の有用鉱物資材、植物、動物及びそれから摘出、抽出または調製した天然物質
カゼイン、クロレラ、こうじ菌産生物、しいたけ菌糸体抽出物、
除虫菊剤（除虫菊を調製したもの）
炭酸カルシウム、パラフィン、BT剤（生菌または死菌）、マシン油、ワックス
その他いわゆる天然系の農薬

(2) 肥料、土壤改良資材

ア 必要最小限の使用が認められる化学合成資材
マンガン、ほう素の化学合成微量要素肥料

イ 天然の有用鉱物資材、植物、動物及びそれから摘出、抽出または調製した天然物質
○たい肥、きゅう肥（化学肥料を添加していないもの）

○上記以外の有機質肥料

魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末
肉かす粉末、肉骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず

大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末
落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末
ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす、その他の草本生植物油かす及びその粉末
カポック油かす及びその粉末、とうもろこしひい芽油かす及びその粉末

たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゅかす粉末、

窒素質グアノ

魚廃物加工肥料

○泥炭、木炭、ペーライト、ベントナイト、バーミキュライト、ゼオライト

ウ その他天然物質

原材料が明かなものであって、ガイドライン第4にいう化学合成の手段による変化を受けていないもの、ただし、粉碎、焼成等の物理的処理のみを受けたものを含む。

(3) 使用が好ましくない（好ましい）資材とその考え方

ア 生石灰

生石灰（酸化カルシウム）は粗碎した石灰石（炭酸カルシウム）を1000度から1200度で加熱処理している。化学的手段により化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることに照らすと使用不可能である。

自然界の物質であって粉碎、焼成等の物理的処理のみを受けたものに該当するので、草木炭を作る場合の燃焼などの生活現象に関連しておこる化学変化であって化学合成

ではない。このように見解のわかれることは使用しないのが無難である。

イ 消石灰、苦土石灰

生石灰が変化した消石灰や生石灰と同様の製造方法による苦土石灰の使用も好ましくない。

ウ 石灰窒素

石灰窒素は、生石灰を電気炉でカーバイドに変化させ、これに窒素を化合させたもので明かな化学合成資材である

エ 熔成りん肥

熔成りん肥は、燐鉱石に蛇紋岩等のマグネシウムを含む岩石を混合して1350～1500度で溶融して、高圧冷水で急冷、水碎したものである。見解が分かれるので使用が好ましくない。将来的に検討の余地がある。

オ 塩化カリ

天然のカリ鉱石から精製した塩化カリは天然物質だが、化学肥料またはその類似物質とみなしている人は多く、使用について慎重を要する。今後の検討の余地がある。

カ 堆肥の材料

堆きゅう肥の材料となる有機物の生産などに化学合成資材を使用する事は禁止していない。堆肥その他有機質肥料の場合、化学肥料などが含まれている疑いがあれば使用すべきでない。

キ 木酢液

木酢液は、原材料、製造方法がわかれば使用できるが、農薬として登録されていないので、病害虫防除、作物の生長調節の目的で使用できない。

ク トマトの着果促進剤

トマトの着果促進剤は、植物生長調節剤いわゆる植物ホルモンも農薬として位置づけられている。そしてほとんどが化学合成されたものであり使用できない。

ケ ジベレリン

ジベレリンは微生物が生合成したものでも無農薬栽培に使用できない。生合成のジベレリンはガイドライン上は使用可能だが使用を慎重にすべきで資材リストからはずしている。

コ 加温のための重油

重油等による加温は排除されない。ビニルマルチなどその化学成分が作物や土壤に作用しない、任意取り外しできるものは使用可能である。

サ 水耕栽培

水耕栽培は、「土づくりを行ったほ場において収穫される」有機農産物の定義に合致しない。ロックウール栽培、れき耕栽培も通常の土を用いる栽培ではないので有機農産物の定義の「土づくり」の要件を満たしていない。無農薬栽培農産物の場合には水耕栽培はその旨を明記する。

シ 貯蔵冷蔵の二酸化炭素

加工処理のなかで、化学合成物質を用いず二酸化炭素による貯蔵、冷却等は表示可能である。